

社会福祉法人沼隈社会福祉協会
役員等の報酬及び費用弁償等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人沼隈社会福祉協会役員及び評議員等に対して支給する報酬、費用弁償の額並びにその支給方法について、必要な事項を定めるものとする。

(役員報酬)

第2条 役員及び評議員等には、その地位のみに基づいては報酬を支給しない。
2 常勤役員、役員及び評議員等に対する報酬は、別表1に定める額とする。
ただし、常勤役員又は役員（理事長又は理事）が就業規則第30条に掲げる給与規定の適用を受ける場合は、別表2に掲げる報酬額とし、各月の給与に当該報酬額を加え職員給与規程に準拠して支給する。

(費用弁償)

第3条 役員及び評議員等が職務のため旅行したときは、費用弁償として旅費規程に掲げる額を支給する。
2 前項に定めるもののほか、理事会、評議員会、監査に出席した場合は、1回につき500円の費用弁償を支給する。

(報酬の支払い方法)

第4条 常勤役員の報酬等は毎月25日に振込にて支給する。ただし、その日が土日、祝日の場合は銀行の前営業日に支給する。
2 役員及び評議員等の報酬等は必要に応じ、年度内に所得税を控除した額を現金にて支給する。

(準用)

第5条 この規程に定めるもののほか、費用弁償の支給方法については、職員の例による。

(公表)

第6条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(その他)

第7条 この規程の運用上必要な事項については、評議員会の議決を経て、理事長が別に定める。
2 この規程の改廃を必要とするときは、評議員会の議決を経てこれを行う。

附 則

この規程は、平成17年11月16日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

この規程は、平成24年3月28日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

この規程は、平成28年3月24日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

この規程は、平成29年3月23日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

この規程は、令和3年3月30日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

この規程は、令和3年11月1日から施行する。

この規程は、令和5年7月1日から施行する。

別表1（第2条関係）

区 分	号給	報 酬 額
理事長	1	月 額 50,000 円
	2	月 額 70,000 円
	3	月 額 90,000 円

①新たに理事長に選任された者の報酬は、1号給とする。

②再任される度に1号給ずつ昇給し、3号給以降は定額20,000円増額する。

区 分	報酬額	区 分	報酬額
理事会	1回につき 5,000 円	監事会	1回につき 5,000 円
評議員会	1回につき 5,000 円	選任・解任委員会	1回につき 5,000 円
第三者委員会	1回につき 5,000 円	各会以外での法人 経営に関する業務	1日につき 5,000 円

別表2（第2条関係）

区 分	報 酬 額
理 事 長	月 額 30,000 円
理 事	月 額 15,000 円